行財政改革大綱後期実施計画

実施事項名	権限移譲による積極的な権限の確保	重点項目番号	7
現状、問題点、必要性 （なぜやるのか）	【現　状】 包括的権限移譲パッケージでは建築物、生活環境の保全、三重県文化財保護条例、租税特別措置法、戦傷病者特別援護法、農地法の農地転用許可の業務が移譲されている。 【問題点、必要性】 市として行財政改革大綱等で市民の利便性が図れる業務は積極的な権限の移譲を受けるとしている。 【現状の客観的な説明】 名張市では、19年度から新たに旅券法（パスポートの交付）について業務を開始している。 平成18年度時点では、県内市の移譲の状況はおおよそ同様であったが、その後の取組みに差が出ており、旅券法や福祉向上等について移譲を受ける市町が出てきている。	番号	②
		担当課（執行する課）	総務部　行政改革推進課
		責任者名（執行責任者）	行政改革推進課長　吉村　豊
		担当課電話番号	22－9622
対象等（なにが、だれが）	三重県に許認可の申請を行おうとする市民及び申請を行う必要がある業務	財政効果額（千円） （いくら削減されるのか、いくら収入増となるのか）	【金　額】 【算定根拠】 ※移譲の協議が終了した業務について、特例処理事務交付金と権限移譲を受けるにあたって要した機材費等から算定することとする。
成果（対象がどうなるのか）	申請から許認可までの期間が短縮される。 対象業務に係る県への仲介・進達事務等の市の労力が軽減され、市の主体的取組が反映される。		
実施する内容・目標数値 （対象を成果の状態にするために、何を、いつまでに、どのようにやるのか）	【実施内容】 平成18年度に行った意向調査等から、移譲事務について県と市担当部署との協議を実施し、移譲の協議が終了した業務について引継ぎや制度対応を行う。 【目標数値】 《最終目標》 県と市の協議が終了した業務の権限移譲を受ける。 《平成20年度の目標》 業務範囲を絞り、県と市担当部署との協議を開催する。協議が終了した業務の権限移譲を受ける。 《平成21年度の目標》 業務範囲を絞り、県と市担当部署との協議を開催する。協議が終了した業務の権限移譲を受ける。 【目標の客観的な説明】 特に、県内市で権限移譲を受ける業務で当市においても市民の利便性の向上につながるものについて協議を進める。また当市が進めているまちづくりで必要と思われる業務について協議を行う。		
		特記事項	三重県では、権限移譲について業務に即した項目を包括的に取り扱えるように、パッケージを設定して推進している。産業保安、消費者取引支援、旅券法等、16のパッケージを設定している。

目標を達成するための活動指標（全体目標を達成するために個別に実施する項目）
（何をどれだけやるのか）

活動指標名	目標値	定義・算定式
移譲事務について県と担当部署との協議	2パッケージ	導入実績の多い業務について、毎年度2パッケージづつ県との協議を実施する。
県との協議が終了したものについて業務の開始		
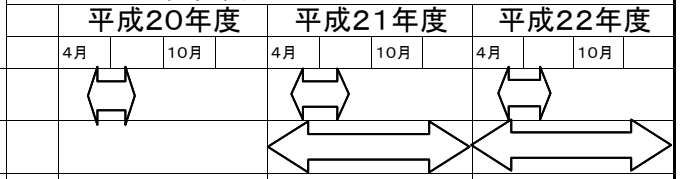
行程表（いつまでにやるのか）